

# 1 議 事 日 程 (第 1 日)

(令和 7 年第 2 回有田川町議会臨時会)

令和 7 年 2 月 1 8 日  
午前 9 時 3 0 分開会  
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 2 号 財産の取得について
- 日程第 5 議長への委任について

## 2 出席議員は次のとおりである (14 名)

1 番	濃 添 勇 作	2 番	栗 山 昌 之
3 番	本 下 雅 敏	4 番	椿 原 竜 二
5 番	中 島 詳 裕	6 番	星 田 仁 志
8 番	谷 畑 進	9 番	西 弘 義
10 番	林 宣 男	11 番	岡 省 吾
12 番	森 谷 信 哉	13 番	堀 江 眞 智 子
14 番	増 谷 憲	15 番	殿 井 堯

## 3 欠席議員は次のとおりである (なし)

## 4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

## 5 会議録署名議員

9 番	西 弘 義	11 番	岡 省 吾
-----	-------	------	-------

## 6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (13 名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	小 澤 俊 彦	福祉保健部長	井 本 英 克
総務政策部長	井 上 光 生	消 防 長	岩 井 伸 幸
建設環境部長	森 本 博 貴	清水行政局長	中 谷 芳 尚
総 務 課 長	原 秀 文	財 務 課 長	山 縣 和 弘
企画調整課長	寺 杣 真 英	教 育 長	片 嶋 博
教 育 部 長	中 平 洋 子		

## 7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2 名)

事 務 局 長	中 屋 正 也	書 記	細 野 鶴 子
---------	---------	-----	---------

## 8 議事の経過

開会 9 時 3 0 分

○議長 (谷畑 進)

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回有田川町議会臨時会を開会します。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（谷畑 進）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、9番、西弘義君、11番、岡省吾君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（谷畑 進）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る2月13日に開催された議会運営委員会の結果について報告願います。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告を申し上げます。

去る2月13日、午前9時から議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期並びに日程について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日1日間のみと決定させていただきました。

また、議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおり、日程第1から日程第3まで進行した後、日程第4、議案第2号については、執行部から提案理由を説明していただき、その後、休憩中に全員協議会を開催し、御審査いただきたいと思っております。

なお、全員協議会が終わり次第、議案第2号の審議・採決をお願いいたします。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位に御協力をお願い申し上げまして委員長報告といたします。

○議長（谷畑 進）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日限りに決定しました。

…………… 日程第 3 諸般の報告……………

○議長（谷畑 進）

日程第 3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長より提出された案件は、議案 1 件であります。

また、本日の説明員は町長ほか 1 2 人であります。

以上で諸般の報告を終わります。

…………… 日程第 4 議案第 2 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 4、議案第 2 号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに令和 7 年第 2 回有田川町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。

それでは、ただいま上程されました議案について、御説明を申し上げます。

議案第 2 号は、財産の取得についてであります。公園用地として、有田川町大字徳田字東長澤 9 6 1 番 1 他 9 筆の土地を、和歌山市南材木丁 2 丁目 1 0、株式会社フジシマ産業、代表取締役藤林範員氏と 3 億 1, 1 8 6 万 7 7 4 円で土地購入契約を締結するに当たり、有田川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷畑 進）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 9 時 3 6 分

再開 1 1 時 5 5 分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

休憩前に引き続き、議案第2号、財産の取得についてを審議します。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

先ほど全員協議会でいろんな議論が行われました。私が全員協議会でお聞きしたのは、今回の防災公園の取得用地の中身の問題であります。

この間、議会で議論になったのは、土地の持ち主が埋め立てたところの問題で土砂を撤去するという議論で進んできました。しかし、現実はこの用地全体を考えれば、半分以上の面積から何か出てきたらどうなるかという問題については、町と土地の持ち主双方の協議で決めていくということであります。

私はこういうことではなくて、土地の所有者が全体を持っているわけですから、もし何かあれば、この土地の持ち主にそのときの対応を迫るべきだと私は思っております。これぜひそういうことを求めたいんですが、まずその点いかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

お答えいたしたいと思います。

フジシマ産業が埋め立てられたところについては、フジシマ産業に処理していただきます。土壌汚染とかもそこで出てくれば、それも適正に処理していただきます。あとの土地につきましては、町とフジシマ産業と双方協議させていただきまして、方向を決めて適切に処理したいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今の部長の答弁では、明確にならないわけです。だから仮契約書に、どちらが責任を持ってやるのかというのを明記すべきだと思います。この点は町長は責任を持ってそういう対応をしていただけるかどうかということをお聞きしたいのと、それから、もし今回、防災公園の事業で、仮に第1回みたいになった場合、次の申請とかその辺はどうなっていくのかも心配するわけです。

北海道の広尾町も、ちょうど同じような時期に防災公園の計画があって進めようとなりました。でもそのときに、この広尾町では8億円余りの事業計画でありました。し

かし、なぜ公園整備が必要なのかと疑問が多く出されたりとか、住民に対しての説明が不十分でありました。ですから、そちらの町では住民説明会とか議会で調査特別委員会を設置して、継続して議論を進めていくという方向になっております。ですから、住民の皆さんの理解、それから議会の理解を得ようと思えば、これくらいのことがこの間の議論でますますそういう状況になってきているのではないかと思います。ですから私は、今日の臨時会は1日限りですけども、これを一旦休会にして、月末まで引き続き論議をして、再度月末まで論議をしながら結論を出していく方向で検討できないかというのが私の思いです。その点どうですか。

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 11時59分

再開 11時59分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

ここの契約書の明記のところ、必ず本人とも話をして、しっかり明記できるように努力をしていきたいなど。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

契約書の中でも前回から議論されていますところの埋立地についてはもちろんのこと、またほかに土地もありますので、埋め立てていない、取ったところではございませんので、そこについては十分今の地権者と協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ちょっと待って。今の答弁、町長は明記するように頑張りたい、協議していきたい、これは不一致なんでちゃんと整合性を取ってほしいんですが。

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 12時01分

再開 12時02分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それは一回また、ほかの土地についてはしっかりと協議はさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

私は3回目になるんで、町長は明記させるように言いますというのか、協議するにまた変わったんで、もう今日は休会にして、月末まで議論をしようじゃありませんか。でないと私、今の町長の答弁だけでは賛成しにくくなってきました。去年は賛成しましたけど、そのときは性善説の立場から町はしっかりと説明責任を果たしてくれるからということで私はあのときは本当にすごい思いで賛成したわけですよ。だから今の町長の答弁は後退してますよ。だからきちっとやりますって言っていただけませんか。でないと私。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

増谷議員の御質疑の意味というのはよう分かります。もちろん、前回から協議している内容の埋め立てたところについては、土を動かしたところについては、フジシマ産業が県へ確認して了解をもらっております。そこについて、もし何か出てきたり不都合なことがあったらもちろんということなんです。

ただ、あとの土地については、またフジシマ産業とも協議しながらやっていきます。これはどこの土地をどうしようと同じことが言えるものなので、ただ行政としては、もし何らかのものが出てきたときには、法に基づいて適切に処理させていただきます。以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

12番、森谷信哉君。

○12番（森谷信哉）

先ほど全員協議会で聞いて質問をさせてもらったんですけども、答弁がなかったんです。これは先ほど椿原委員長が産業建設住民常任委員会の案件では重たいんで、全員協議会にしてくれ、また僕らも総務文教福祉常任委員会だね。（発言する者あり）そ

れはごめん、それは訂正やけども、総務文教福祉常任委員会でも僕ら委員会で一回現地を見に行きたいよという話をしたんやけども、これ産業建設住民常任委員会の案件やから行けませんというて、執行部側のほうの職員から言われたんですよ。

そして、我々としては個人で見に行ったら、私有地になるし迷惑をかけたらかんので、委員会で見に行きたいやけどという発言をした委員がいてるんですよ。その中で何で行けんというような発言が出たんか、それだけ聞きたいのと、それで3回しか聞かれへんので、この土地契約の売買の仮契約書を見さしてもうたんですけども、今、増谷議員おっしゃったように第10条かな、この土地のフジシマ産業が買った土地からもし仮に変なものが出てきた場合の担保というんかな、それが全くないんですよ。

これは、やっぱり今後協議しますと言うけども、あそこ昔から住んでいる人に聞いたら、昔コンクリート殻やら洗濯機とかようさん放り込んでいるんがあったでとかいうような話もある中で、まずほとんど埋まってるんちゃうかという意見のほうが多いと思うんです。そのときに、後の処分は誰がするの、町がしてくれたらいいんやというような感じの契約になったら、これから先、町は幾らでもお金を払わなんようになると思うんですよ。そこら辺で今後、契約するんであれば、そういうような感じでちゃんと瑕疵担保の中で契約書の中でうたって、フジシマ産業から土地を買うんやさかいに、こういうようなものが出てきたらちゃんと処分をしますよと明記をしてもうて契約しれもらわなんだら、これ賛成もできやんし、そしてまたこんな仮契約があった中でも、議会にもいっつも報告がない中で、今回言うたさかいに出してきたけど、これで今日協議していつて賛成や反対やちゅうようになったら、防災公園については僕は反対とは違うんですよ。絶対に必要なもんやし、住民の安心・安全を守るためには必要なもんやし、町長も言うみたいに、この土地はいいんやというさけ応援はしたいところもあるんですけども、この契約のままやったら賛成はしかねますんで、そこら辺の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

仮契約の内容についてお答えさせていただきます。

この契約では、フジシマ産業が埋められた土地についてはフジシマ産業が処理してくれる契約にしております。そのほかの部分については、通常工事を行っている場合に何か出てくれば、基本的には工事を行っている者が適正に処理するのが通常のやり方だと考えておるのですが、それに加え、フジシマ産業と交渉する際に、そこから出てきてもまた協議案件としてしますということで約束していただいたんで、こういう契約にしております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

井上部長、総務の案件かどうかという話をちょっと。

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

それにつきましては、もちろん産業建設住民常任委員会のほうで説明してくれていて、ただ防災公園となれば総務の管轄でございますので、総務でも説明するという形でございます。ただ、どちらが先かという話になりますので、全員に説明するという形の中で全員に説明してきたつもりであります。

○議長（谷畑 進）

12番、森谷信哉君。

○12番（森谷信哉）

今、部長がおっしゃったように、そういうような考えもあるかもしれへんけど、ほかのやつでもそうやけど、大きい案件とかやったら委員会の付託案件になってきて、委員会でもみましようという感じは、うちの有田川町の通例やと思うんですよ。その中で、うちの委員から、ここんこの土地を見に行かんかいという意見があった中で、これは行けませんよというその理由が知りたいんですよ。何で行かれへんのとって僕は不思議に思いますんで、それを1回お願いいたします。

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 12時09分

再開 12時13分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

12番、森谷信哉君。

○12番（森谷信哉）

僕も思い違いのこともあったもんが、またこんな発言をして申し訳なかったと思うけど、これははっきり言うて、今さっき休憩中も言うたけど、これは重たい問題やと思うんですよ。これは担当の委員会と違うさけ見に行ったらあかんのや、どうやこうや言うたら、僕ら議員は町の財政の中で動く中で、審査を全部見やなあかん義務もあると思うんですよ。

その中で1回、議員で行こらという中で言うたら、委員会であかんのやったら全員協議会でも行こうかというような取り計らいとかやっていってもらわなんたら、これちゃんとこんなやつでも仮契約でもそうやけど、これ出たさかいに今日いきなり出してきて、おまえら審議してくれ、やってくれって言われたら、いきなり今日みて審議できるもんかいという感じになりますんで、そこら辺これだけの大きい事業やったら

細心の注意をもってやってもらわんことには、僕らこれははっきり言うて不信しか言われへんと思いますよ。こんな町民の大事なお金を使う中で、基金も129億円という中で、お金が幾らでもあるという行政ではないですよ。

今、区長も陳情する中で、ここの場所、あそこの場所をしてくれよと言うけど、お金がないんで我慢して、ちょっとずつ順番にするさかいにやってくれよというて執行部が一生懸命やってくれてるというのは僕らは分かります。その中で一番大事なのは、住民の目線に立って行ってやらなあかんという中で、防災公園は僕は必要やと思う。けどもちゃんと順番を踏んでいってもらって、住民に対して僕らは胸を張ってこれで賛成したんでよ、反対したんでよということと言わなんだら、おまえら議員あほばかりでって言われてしもうたら意味がないですよ。

僕らが住民の代表でおる以上は、胸を張って審議をせなあかん中で、不備があったら、疑義があった場合やったら追及をせなあかんということを申し上げて、これ答弁は要りませんけども、今度議会でもそうやけど、議長のほうに要望ですけども、議会のほうから、委員からこういうようなもんがあった場合やったら、議長案件でやった中で協議をしてもらって、しっかり対応してもらえるように、こんなことがないようによろしく願いをして、発言とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ありがとうございます。これから、またみんなで気をつけてやっていきたいなと思います。

ほかに質疑はありますか。

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

まず町長の防災公園に対しての思い、しかし、防災公園に対してって一番危険なことが起きた場合に対処できる場所なんです。だから、その対処できる場所で今、質疑が飛んでるのは、今現在あの土地を所有してるのは全てフジシマ産業ですね。だから、所有してるフジシマ産業に対して最初、埋め立てたところは関係ないですよ、今現在埋め立てたところだけですよというそういう無責任なことを言わんと、所有をしているのはフジシマ産業なら、フジシマ産業が今所有権というのはあるんやから、フジシマ産業に過去埋めたところでも出てきたら、フジシマ産業に責任を持っていただけますかと、それはもう初歩的なことでしょう。

そういうことをきっちりしてやってこそ我々は賛同できるんやけど、結局、前は前のことだという格好で切られてしもうたら、前のところからようさん出てきたらどないすんのよという不信感を持って、当然、質疑が飛ぶのは当たり前のことでしょう。だから今、地震揺すったように、待ったなしでいつ地震が来るかも分からん。だからそういうことの備えで、防災公園というのは必要。議員の皆さんは、防災公園に一切反対してないですね。防災公園は欲しいんですよ。

だから欲しいんやけども、今問題となっている土地がいささかという格好で質疑が飛んでるんですよ。だから町長、はっきり今現在、町長が今まで町長の何をもうてここまで進んでると思うんですけども、フジシマ産業が今の土地を所有している限り、仮に今現在埋め立てた以外に万が一問題点があれば、フジシマ産業が責任を持ってくれるのは当然でしょう。だから、それはフジシマ産業に責任を持ってもらいますと町長が断言してくれたらいいんです。当たり前のことですよ。

そういうこともあるんで、だから町長の防災公園に対して2回も、1回否決されたやつを、また再度挙げてくるというのは必要だからですよ。住民みんなが防災公園というのは必要だし、待ったなしで必要なんです。1時間でも早くそういう避難場所を確保してください、地元は特に水害に遭うた人が多い、亡くなった人も多い、だからそういう避難場所が必要やということに対して物すごい積極的に早くやってくださいと。その避難する場所に難点があるんやったら、町長、それは今持つてる地権者にきっちりした対処をしてもらえるように町が指導します、私が責任を持ちますと言うたらいいんでしょう。いかがですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

防災公園については、先ほども地震が揺すったように、30年以内に80%起こるということであります。近年も能登半島であったり、東北だったり大災害がありました。そのためにも、防災公園というのはある程度条件があると思います。山の上へ造っていいんか、それは道もつけなあかんし、ある程度条件があって、広い道に面している、それから、もちろんトラックが入れるような土地、ある程度まとまった土地というのは今のところあそこ以外にないと思っています。

いろいろフジシマ産業とも協議する中で、今、埋め立てた土を取ってもうて、あの土地についてはもう責任を持ってくれると。残りについては、これから工事に入ってくるんですけども、それは協議をさせてもらうということで、ここではっきり責任を持ってもらいますということにはちょっと言いにくいんやけど、しっかりと協議をしていきたいなと思っております。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

その協議なんですけれども、協議、協議という、その協議というのは、その土地を取得する前に協議というのはあるんですよ。その土地を取得するときに、土地にいかがなものかというような疑いがあれば、それを解消するのが行政の役目なんで、だからそういう防災公園の避難場所が妙な思惑でそういうことになっているんやから、皆の質疑が飛んでいるんです。それを解消して、まずその土地を解消して、この土地は

防災公園としてふさわしい、昔のことは分らないので、万が一の支障が出てきた場合には、その地権者である方に責任を持ってもらうようにきっちりした話をいたしますと言うてくれたらみんなは納得するでしょう。それを望んでるんです。いかがですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

お答えいたします。

契約書どおり、前所有者がやったところについては責任を持ってやってもらいます。それで、そのほかの部分については、できるだけやってもらえるような協議をして、しっかり対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

ちょっと待ってください。

ここで忠告します。議場内では、スマートフォンなどの撮影、録音を禁止していますので、お守りいただきたいと思えます。よろしくお願いします。

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

議長、それはもう前もって言うてるはずですよ。書いてるはずなんですよ。そういうときには、もうすぐに注意してください。そうでないと、何やかんやまた後で、おまえこんな言うたやろ、こんな言うたやろうってまた何やかんや出てきますんで、これはもう余談のことです。

そういうことで、まずは安全性というのは一番大事。これの確認は取ってほしい。そういう不純物が出た場合には今の地権者に対して、今ちょっと部長、半分言葉が濁ってますね。やっぱりその地権者に対しては、もう今メインはそこになってるんやから、責任を持っていただかんと、もし万が一半分はオーケー、半分はあかんというようにこういうふしだらなことで、なかなか我々議員としたらいかなもんかとなります。

今、はっきり言うて国の補助金、そういう内容的な国支援のものができて、県が一応大丈夫というお墨つきをもうてるという格好で答弁いただいているんで、それは不純な点があるけども、それは責任を持って町がその業者に対して指導いたしますというそのきっちりした返答を今ここでいただけたら我々は議論になりますけど、それは後ほど検討しますということであれば議論になりません。だから、全て町がそこまで責任を持って、あの土地を取得する、ああいう土地はめったに出やんから、防災公園にとっては適切で、よそに何せんと今、町が欲しい、防災公園として活躍するという確約を得るならば、我々に対しても、その業者に対して責任を持って町が処理しますという御答弁をいただけませんか。町長いかがですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先ほどからも言うたように、契約上にもありますように協議をしていくという以外に、今ここで私が全責任を持ちますということは言えないことで、それはしっかりと協議をして、できるだけ地権者に持っていただけるようにやっていきたいなと思います。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

今の質問に関わると思うんですけども、町長がしっかりと協議をしていくって言われたんですけども、そうすると、この土地売買仮契約書の第10条の乙は甲に対し本物件の甲が埋立てを行った土地というところなんですけども、この甲が埋立てを行ったという部分を消して、再度契約を結ばなければならないんじゃないかなと思うんですけどいかがですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

お答えいたします。

第10条では、甲に対し本物件の甲が埋立てを行った土地ということで、契約書に書かせていただいております。この文面に載ってないこと以外は、この第15条を見てもらって、この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとするというところで、そういうできるだけ協議してやってもらうことに交渉していこうと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

でも根本的な本物件というのが、今のこの全体のことなんで、この業者が埋め立てたところだけではなくて、全体が今の持ち物であるんで、やっぱりここは抜かなければ、私はこれだけを変えたからといって賛成ということにはならないんですけども、この間の意見としたら。ここは、でも契約書としたらおかしいんじゃないかなと思います。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

この第10条の甲が埋立てを行った土地ということは、その表現は町としては別に間違っていないと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

やっぱり全体がフジシマ産業の持ち物であって、それを町が買おうとするのであるからして、埋め立てたところだけと言うのではなくて、全体のことを指すんじゃないかと思うので、これはやっぱり契約書を書き換えたりとかせんかったら、ほかの皆さんも賛成に回れないんじゃないかなと思いますけどどうでしょうか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

先ほどから同じ御質問もいただいておりますけども、これはあくまでフジシマ産業が埋め立てたところはフジシマ産業にやってもらって、後の部分については甲乙協議でできるだけフジシマ産業に対処していただけるように、町として善処していきます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

先ほど全員協議会に入られた方が少なかったもので、重複することなんですけども端的に。

今回の前の分の起案用紙、これ私、開示請求させていただきました。ここの中にあるのが、都市公園というんか防災公園かというのが訳が分からんようになってるでというのがあって説明はいただいたんですけども、傍聴に来られている方々の皆さんに説明をお願いしたいというのと、もう一つは、今回再度提案のあった土地売買仮契約書、前回の分は否決されたので破棄ということで聞いておりますが、今度再度出てきたのは、日付以外は全て同じもので上げていますということなんですけども、それで間違いはないんかどうかだけお答えいただきたいと思っております。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

お答えいたします。

有田川町は全体的に、もう全然公園が足りてない状態でございます。その中で、都市公園というように考えながら、その都市公園の中には防災機能を持たせて、平時は住民憩い場、コミュニケーションをとる場として使わせていただきまして、何か有事のときには防災に備えて、これから起こり得る災害に対して備えていきたいと考えております。契約書の内容は、議員おっしゃるとおり、日付以外は全て同一のものでございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ということは、今日議決するとき、前と同じ、日付は違うけども同じ契約書のままで採決するということになりますよね。それでよろしいんですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

それで間違いございません。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

4番、椿原でございます。

まず、全員協議会とも少しかぶるところも中にはあるんですけども、まず今回の計画地において様々な問題点というのが挙げられております。広大な土地を確保していくということに関しては、池の埋立てと言うところも全国的に見ても結構あって、一つの手段であるかなと僕も思っています。

今回の計画は、マスタープランの策定から始まって、都市計画審議会の決定というものなされているものであります。私も都市計画審議会の中に入れていただいて、様々な御意見がある中で、防災機能を持った都市公園に適地であるというような結論に至りました。けれども、今回の進め方というところに対して不信感を抱いている住民の方がいてるというのも事実なんです。

執行部に関しては、確かに都市計画法に沿って、手順といいますか、進めてくださっているというのは理解しておるんです。けれども、都市計画法のところ言うと、都会と田舎というところで大きく違いがあって、住民の方というのは感じ方に結構差があると思うんです。有田川町では、この都市計画法どおり進めたからといって、都市計画法の進め方自体が少し合わないところがあるのかなとっていて、都市計画法

で求められていることよりも、さらにもっともっと何か丁寧な進め方というのが必要だったんじゃないかなというように僕は思っています。

執行部の方には、そこもしっかり対策しながら、土地が安全に活用できるような進め方をしていただきたいなというところが意見で、質疑に入らせていただきますけれども、前回の臨時会において、議会は認めないという結論に至りました。栗山議員も言いましたけれども、今回同じ議案が上程されている、同じ状態で議案として挙がっているわけでありまして。というところに関しては、もっと前回以上にしっかりと説明責任を果たしていただかなければいけないなと思っています。

そもそも原点に戻りますけれども、この計画地に防災公園を設ける、防災公園を建てる、防災公園を造りたいというように至った経緯と防災公園の必要性というのをどのように考えているのか、担当部長、お答えいただけますか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

お答えいたします。

有田川町では、公園が非常に少なく、一般的に必要とする公園面積の10%程度しか公園がございません。そのため、まちづくり住民アンケート等を行っても、公園が少ない、子供が安全に遊べる場所が欲しいといった声をいただきます。それに加え、近年の大規模災害に備えるための防災の重要性を考慮して、防災公園の整備が必要であると町の計画に位置づけました。この土地においては、現所有者が池の埋立工事を行った際、地元住民から町のほうで土地の有効活用ができないかの要望をいただき、防災公園の設置基準を基に検討を行い計画したものです。

この計画地においては、ハザードマップ等による災害想定区域に含まれておらず、安全性が高いこと、緊急輸送道路や消防本部、ヘリポートとして指定されている公共施設と近いこと、面積が広くまとまった土地であること等から、防災機能を持った都市公園に適地であると考えております。様々なメリット・デメリットを考慮し、都市計画マスタープラン策定委員会や都市計画審議会の有識者の方々にも検討していただき、この計画を決定したものであります。この防災公園事業を行うことにより、防災計画をよりよくすることで来る災害に備えることが必要だと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

それこそいつ起きるか分からない災害ですから、今回、この議案が可決されるか否決されるかはまだ分かりませんが、仮に今回可決されたとしても、防災公園

が完成するのは令和11年度という計画がさっき出てましたよね。令和11年度なんですよ。これ今、場所の選定をやっていること自体が私は遅いと思っておるんです。本当にもっともっと早くからしっかりと計画をやっておくべきやったんじゃないかなとも思っています。そこはしっかりと反省しなければいけないなと思っています。

可決された後の、可決されればの話にはなってきますけれども、中身はまだ決まっていませんよね。上の部分というのも決まってないと思います。どんな遊具を置くのかとか、建物をどんなんを置くのかとか、建物を置かずに広げただけにするのかとか、いろんな選択肢があると思うんです。けれども、ここに関しては、これまでの進め方のような都市計画法に合わせてやってきましたというところですけども、そんな単純な話じゃなくて、しっかりと地元の住民であったりとか、住民の方々に使ってもらえるような平素は公園として整備をやるわけですから、そこはしっかりと住民の意見を聞いていただきたいなと思うんです。

災害時は防災公園になりますけれども、これは使わないほうがいいですよ。議長も前回おっしゃってくれましたけれども、もちろん災害が起きずに使わないというのが理想ですけども、もし起きたときに、やっぱりここって避難するところであったりとか、そういった広大な土地を確保するということに関しては絶対必要やなと思っています。この上の部分の進め方ですけども、しっかりと住民の方の御意見をお聞きしていただけると思いますが、その辺どのように考えているのかお答えいただけますか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

お答えいたします。

今回の公園計画については、住民の皆様からいただいたアンケート結果を基に、地域のニーズに合った形で進めていきます。アンケートでは、どのような施設が必要か、どのような使い方を希望されるかについて貴重な御意見をいただきました。今後はさらによりよいものにするために、住民の皆様と一緒にワークショップを行う予定です。十分住民の皆さんの意見を反映しながら、住民の代表者さんに参加していただき、アイデアを出し合いながら、地域にとって最適な公園づくりを目指していく予定です。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

多くの皆様方から御意見を提言いただきまして本当にありがとうございます。今、担当部長が申しあげましたように、これからもし御承認いただけるのであれば、ワークショップもきっちりと行いながら、御意見を踏まえて進めていきたいと思っております。

ますし、先ほど申し上げました計画のほうも、補助金のつき方とか手続もあろうかと思えますけれども、そこはなるべく早期に進めてまいりたいと思います。

もともとは長期計画とかのアンケートを取ったときに、この都市計画区域内、吉備地区は本当に公園が少ないという御要望も多々いただいたところでございます。それを踏まえてからまた始まったところですが、先ほどもございましたように、本当に最近地震も多く発生もしております。早期に対処をしていかななくてはならないものと考えてございます。県の想定しております、もし地震が起こったときの仮設住宅が必要な戸数といいますのは890戸と言われております。今、300に満たない状況でもありまして、その辺のところも進めてまいらなくてはならないものと思っております。

先ほど部長も申し上げましたけれども、地域的に消防本部も近いし、明恵の里スポーツ公園は自衛隊の皆さん方もいろいろと災害訓練をされておりますので、災害が起こったときにはそこでまた本拠地になる可能性もございます。そことも連携を取りながら進められるのではないかと考えておりますので、御理解賜りますようによろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 12時40分

再開 15時40分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

休憩前に会期の延長について意見がありましたが、延長しないことにしました。

そして、休憩中に議会運営委員会及び全員協議会を開催し、仮契約の変更契約について執行部より再度説明があったため、遅れましたが本会議を続けます。

質疑が終わったところで、これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

2番、栗山です。反対の立場から討論させていただきます。

なぜ反対かといいますと、前回、あれは1月21日ですか、この土地購入に関しての議題が挙がってきましたが、それで否決となりました。そして本日、また再度同じ案件で議案が挙がってまいりましたが、先ほどまでお話ししている中では、土地売買仮契約、これはいろいろ問題とかというのもあると思うんですけども、その契約書の内容は全く変わっていないということの中で、説明が増えたというようなことでした。

それで、幾つかの質疑の中で第9条というのと第10条というので14番の増谷議員から質疑があり、また12番の森谷議員からも質疑がありました。結局、買う土地全部、売主の責任と違うんかいと。埋め立てた土地だけが、何か出てきたら責任を負うよと。残りは協議するよというお話でしたので、それはおかしいん違うかということの中で、先ほど協議されて第10条と第11条、これ修正ということで全部業者が見ますというような形で話が進んだようです。それで土地売買仮契約の変更契約ということで先ほど見せていただいたんですけども、この2条について変更契約というようになって、要は今度購入する土地全部が、言うならば売主の責任で何か出てきたら回収するというように変わっておりました。これ恐らく先ほどから今日本日、業者も含めてお話をし、両方で納得してというような状況だと思んですけども、まずその前に、1回否決された仮契約は2月6日に起案されて、2月10日に決済を受けてます。これ前回、言うならば否決された状況の中で説明が足らんよというような内容の中で、これをもう少し行う前に説明がなかったのかということが1つ問題だと思います。

さらに、そこの一部を修正していただいていますけど、それ以外にもまだ、討論ですので細かいことの質疑には入りませんが、まだまだ修正する必要な箇所がたくさんあります。やはりこのまま一旦否決されたものを、もう一度こんなんを挙げてくるというのはいかがなものかというように考えております。じゃんけん1回負けたよって、もう一回じゃんけんやってよというような状況やと思いますので、とてもやないけどもそれは納得できません。そういうことで、反対の立場から討論とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

この議案について、私は再度賛成の立場から討論させていただきます。

賛成になった理由ですけれども、この間の本日の協議で、この用地の中から問題点が出てきた場合、双方が協議して決めるということになっていた部分が私は一番心配事でありました。しかしその後、この件について町と持ち主が協議した結果、業者が

責任を持って対応するというものでありますので、私は賛成討論とさせていただきます。

ただ今回この問題については、まだ端緒的な話で、都市公園・防災公園の内容についてはこれからの話になってまいります。ですから、今後は住民の皆さん、またできるだけ多くの方の御意見もいただきながら、本当に皆さんが納得していただけるような防災公園・都市公園になっていただくことを切に求めまして、賛成討論といたします。

○議長（谷畑 進）

ほかに反対討論はありませんか。

〔「反対討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

それでは賛成討論はありませんか。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず初めに、有田川町では公園が非常に少なく、一般的に必要とする公園面積の10%しか公園がないということが1点。2点目に、住民アンケート等を行っても公園が少ない、子供が安全に遊べる場所が欲しいといった声があること。3点目に、計画地の地元住民からの要望があるということ。4点目に、この計画地においては緊急輸送道路の確保、そして消防本部が近いところから適地であると私も考えております。そして何より一番は、最後に何より住民の命を守るためにしっかりと災害に備える必要があると考えております。非常に重要な計画であり、非常に重要な議案であります。それを考え、私は今すぐにも必要な防災公園であると考え、賛成とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

9番、西弘義君。

○9番（西 弘義）

私、反対の立場から発言をさせていただきます。

私自身、消防団員の末席におる身でございます。また、防災士の1人でもあります。私ども消防団員というものは、一次災害の折にはどうしようもないことで、一番考えるのは二次災害、これをどうやって防ぐかということ私ども防災士並びに消防団員は深く考えております。

そこで、一番先に考えていただきたいのは、自助・共助・公助とございますが、自助・共助というのは当然のことながら災害の折にはお隣を捕まえて助けましょうということなんですけれども、公助ということになったら、時間がもう既に過ぎておりま

す。その中で、我々が一番欲しいのは公助の中で二次災害を防ぐということに尽きるわけなんですけども、その中で今、池を埋め立てたところを取得するということに関して、私も一昨年の9月議会のときに一般質問をさせていただきましたが、その折にもいろんな埋設物等々があるんじゃないか、そういうことを申し上げたわけなんですけども、あれから何ら進展をしていない、そのように私自身が思っています。

また、今回の土地の売買契約書の中においても不信な点がたくさん見つかっております。そのことを考えて、私は反対の立場から討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに賛成の立場から討論はありませんか。

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

賛成の立場から討論をさせていただきます。

この防災公園というのは、住民がどのくらい望んでいるか、どうのようにしたいか、この水害のときから大水害に当たって徳田地区が全く町の連携を注ぐような大変な水害であります。だからそれに対してでも、それから70年たっておりますけれども、今一番大事なのはどうのような避難場所をこしらえるか、その避難場所において現在、今ほかの議員から言われたように問題のある土地であれば、これを解消して今町長がフジシマ産業という相手と交渉して、全ての責任は業者が持ちますとそこまで出てきた以上、土地にもう問題点があったら業者が持ってくれるということまで約束してるんですから、土地に関してのどうのこうのというのはもうない。だから、地元が望んでいる防災公園というのはどのくらい必要か、東南海・南海地震がもう80%の確率であと何年か後に起こってくるということが出てます。それに対応して、海南市と和歌山県でもどんどん防災公園というのが出てます。土地に問題があるんでしたら、これは万事やむを得んというような昼までの議会やったんですけども、その問題を今現在、町長と業者の間で解消していただいておりますので、それは問題なければ、皆様議員が防災公園は必要やうて言うてるんやから、反対する理由がおかしいでしょう。

現実にその土地に対してクレームがあるから、その土地に対しては反対やと。防災公園は大賛成やうて皆言うてたん違いますの。だから、その土地に対してクリアできてるんでしたら、その心配事を今、全員協議会の中でこういうようになりましたという説明を受けたんと違いますか。土地に関して問題がないというところまで町長が急遽それを我々議会の質疑に対して答えて、今それを取り消していただいたんですから、反対する理由がないでしょう、防災公園をやるんやから。皆さんが防災公園は大賛成と言うてましたやろ。土地に対してクリアできてたんでしたら、その土地に関しての疑問があるから今反対論が出てますけど、その土地に対して反対論がもうないという

ところまで突き詰めて町長が言ってくれたんです。有田川町長が業者と交渉して、全ての責任は、万が一不純物とかそういう経緯になれば、その業者が責任を持ちますというところまで出してきたから、その土地に対しては問題はもうないという解釈で僕はさせていただきます。防災公園は全ての議員が反対ないんですね。そういう質疑とそういう約束で防災公園は議員全員が賛成しますと言うてるのに、もう反対の理由がないんやから、これはもう賛成しかないでしょう。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに反対討論はありませんか。

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

反対の立場で討論をさせていただきます。

それはなぜかという、あまりにも説明の順番が不誠実、今日まで1か月余りあったにもかかわらず前のそのままの仮契約書で、しかも増谷議員が指摘したところを直したということですが、防災公園は必要だと思います。それに私もずっと町内に子供の遊び場が欲しいということはこれまで一貫して言ってきましたが、首を縦に振ってくれなかった点もあります。子供は遠くの公園よりも家の近くの公園が、自分で遊びに行ける場所だから、そういう公園を造ってほしいという声があるのではないかと思います。

それから、私は、仮設住宅をもちろん造るところの確保は大事だと思いますけれども、それよりも前に災害が起こったときに一時避難場所として逃げるべき吉備体育館、御霊小学校体育館、田殿小学校体育館など、各小中学校の体育館の断熱、空調整備がまず最初に必要なんじゃないかなと思っております。

以上の点を申し上げまして、反対とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

5番、中島詳裕君。

○5番（中島詳裕）

私は、賛成の立場で討論させていただきます。

この土地は非常に大きな面積もありまして、交通のアクセスもよいということで防災公園にはうってつけの場所だと思っております。いつ起こるか分からない大地震にも備えて、有田の中核として成長しておる有田川町としても、そういうことを速やかに整備すべきだと考えております。このことについては、多分議員各位も同じような思いをいただいていると思います。

ただ、今回この土地を取得するに当たってのいきさつ、私はずっと話を聞いていく中で私なりに解釈して今まで賛成をしてまいりましたが、今日の今日に至って、執行

部の説明についても少しばかり苦言を呈したいと思います。もう少し施工者と県のやり取りだというような見方じゃなくて、最終的に町民の税金を投入してその土地を取得するということになりますから、我々議員もいろいろ質疑していることに対して、もう少し踏み込んだ回答、明確な回答というものがあつたら、これだけ迷走しなかったんじゃないかなと思います。

ただ対局に立って考えたときに、買収単価もろもろのことを含めて総合的になかなかこういうような物件は購入する機会はないと思いますので、しっかりと今までの協議を踏まえて立派な公園を整備していただけるように願う次第でございます。そういうことで賛成討論とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに反対討論はありませんか。

10番、林宣男君。

○10番（林 宣男）

私は反対の立場から討論をしたいと思います。

もちろん防災公園には大賛成です。でも、土地によって、地域によっていろんな事情が違ふと思います。あそこへ田殿の人が来れるか。尾中、角の人はあっちへ要る、また藤並のこっちのほうはこっちへ防災公園が要る、大きなところへ1つよりも、あっちこっちへ要ると思うんです。いろんないい場所がいっぱいあります。藤並城跡とか、いっぱいあるんです。ややこしい土地を買うよりも、後でどうせえ、こうせえという土地を買うよりも、清水には清水に合った防災公園、そんなんを造つたほうがいいと思いますので、この件に関しては反対の立場といたします。ありがとうございました。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

12番、森谷信哉君。

○12番（森谷信哉）

反対の立場から討論をさせていただきます。

町長も、今さっきもフジシマ産業と話をしてもらって、しっかり第10条も変えてくれたし、大分頑張ってくれたのは認めますけども、今回の土地に関してという先ほどの同僚議員からも話がありましたけども、2週間ほど前の朝日新聞ですか、近年50年間の中で地震があつたときに液状化した場所ということに対して、池の跡の埋立地が大変危ないよというデータが出ております。そのときに、今回取得しようかという土地は池を埋め立てた土地になります。これは土地に対して問題がないということとは言えないと思います。

ただ地震があつたさかいに、そこが液状化するかどうか、これは分かりませんが、いざ避難をしようかという場所が液状化を起こして避難もできないよ、使えない

よというわけにはいきません。そして大事なお金を使うんやさかいに、そういうなのをちゃんと調査して、何も問題がないよというところから初めて購入に至るべきやと思います。

今回、僕も議員として町長がやることはもういいことや、いいことやという中で20年間賛成ばかりをしてきましたけども、大変町長には申し訳ないけども、この案件だけは僕はちょっと不適切やと思いましたんで、反対の立場から討論とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手少数〕

○議長（谷畑 進）

挙手6人、少数であります。

よって本案は否決しました。

……………日程第5 議長への委任について……………

○議長（谷畑 進）

日程第5、議長への委任についてお諮りします。

本臨時会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

令和7年第2回有田川町議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~

閉会 16時06分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長            谷   畑            進

9 番 議 員            西            弘   義

11 番 議 員            岡            省   吾